

## ベンチャー企業経営者リアル会議レゾンデートル規約(2019(12・1)

### 第1条(目的)

本会は LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc.が主宰、運営する個人、法人問わず経営者及び経営参画者等の交流及びマーケティング(社会を豊かにするための商材・サービスを世の中に広め提供するための仕組み)プラットフォームであり、アントレプレナーシップに則り、新たなる社会価値を生み出すべく、ビジネスを展開している経営者及び経営参画者に類する者同士が「効率」と「信頼」の中で「経営」を学びながら、ビジネスをつなぎ、発信する基盤を活用し売上及び営業利益率アップの支援を目的とする

### 第2条(名称)

本会は「ベンチャー企業経営者リアル会議 RAISOND'ETRE」(レゾンデートル)と称する

### 第3条(サービス内容)

下記3コースより御選択頂けます。申し出がない限り基本ベーシックコース利用とし、3ヶ月前に所定の書面により申請を行えば、コースの途中変更を認めるものとする

#### ①ベーシックコース

- ①セミナーワーク参加権(月1回程度)
- ②WEB 配信スタンド(メルマガ(登録配信制限あり)、ステップメール(登録配信制限あり)、フォーム作成等)利用
- ③ビジネス特化 SNS(BUSINESS BASECAMP 利用)
- ④ニュービジネスメルマガ(月1回程度)

#### ②スタンダードコース(ベーシックコースのサービスすべて含む)

- ⑤MAPS(貴社に必要なマーケティングツールのみ選択配備)利用(3システム<①アフリエイトシステム②AIチャットボット③予約システム>のうち1つを選択利用できる)

#### ③プレミアムコース(スタンダードコースのサービスすべて含む)

- ⑥グループコンサルティング
- ⑦CORE ENGINE(人事評価システム ライト版)利用

### 第4条(入会資格)

- ①夢を持ち、志高き個人、法人問わず、経営者及び経営参画者(士業独立者含む)起業準備者等
- ②ベンチャースピリッツを持ち、経営者及び経営参画者としてのレゾンデートル(存在理由)を追求したい方
- ③本会規約を遵守できる方

以上の資格を有し、所定の日時に行われる面談審査に合格し月会費の自動振替手続きを完了後、初めて入会者(会員)として登録加入が認められます

御申込み方法は本入会申込書を御記入の上、本規約を承諾し御捺印頂き、口座自

動振替依頼書、身分証明書(コピー)、直近 3 ヶ月以内の登記簿謄本コピー)又は開業届出書(コピー)を面談日当日までに御用意頂き面談日に御提出下さい又は公式HP より御入会申込頂き面談日に身分証明書(コピー)、直近 3 ヶ月以内の登記簿謄本コピー)又は開業届出書(コピー)を御提出下さい

但し、LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc.は面談審査にて入会を御断りする場合もございますので御了解下さい。

#### 第 5 条(会費及びその他の料金)

入会金(全コース共通)(20,000 円税込)

①ベーシックコース(13,500 円税込)

②スタンダードコース(32,500 円税込)

③プレミアムコース(53,500 円税込)

本会が提供するいかなるサービスにおいても算定方法や支払い方法は本規約が定める場合を除き、LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc.が別途定める内容に従うものとする

又、本会規約をはじめ、いかなるサービスの内容、料金等についても本会入会者の事前連絡や承諾なく、変更、追加、停止等を行うことができ本会入会者はそれを承諾するものとする

LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc. は本会入会者より支払われた入会金、月会費、その他サービス料金につき、その性質上、いかなる事由(本会解散等含む)が生じても返還しないものとする

#### 第 6 条(月会費支払い規定)

①月会費の徴収は指定口座より毎月自動引き落としのみの対応とする

②月会費の徴収は御利用前月の 27 日に指定の口座より引き落としを基本とする但し、入会時に限り御利用前月 20 日までを限度に入会受付、振替申込みをし、御利用開始月の 27 日に入会金を含む 2 ヶ月分の会費(+引き落とし手数料 500 円)を一括で指定の口座より行うものとする

#### 第 7 条(入会利用期間)

本会入会者は LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc. に対し、弊社の指定する方法を持って途中解約を申し出ない限り、その性質上、定例セミナーワーク等の参加の有無に関わらず、月会費は毎月発生し、自動で継続するものとする

#### 第 8 条(会費延滞)

本会入会者は所定の自動引き落とし日に自動引き落とし等の会費徴収が口座残高不足等などの理由で行えず又、指定口座への振込みも翌月までに確認できなかった場合は延滞期間6ヶ月間を持ちまして、退会勧告後、登録解除し、入会者間のトラブルを未然に防ぐべく他の入会者には氏名公表を行い退会登録解除とさせて頂きまして退会までの月会費に関しましては遅延損害金も含めて全額請求させて頂きま

す(遅延損害金につきましては支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6% (年 365 日日割計算)の割合による遅延損害金を支払うものとする。

#### 第9条(登録解除)

本会が提供するすべてのサービスは登録解除日以降、登録データを含むすべてが利用不可となります

LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc. は本会入会者が下記いずれかに該当すると判断した場合、入会者に事前の通知、催告なしに登録を解除し、その後、弊社が開催するいかなるサービスも受けることを禁止することができる

又、それまでに入金した入会金、月会費、その他、一切のサービス料金は参加不参加、利用の有無に関わらず、払い戻しの請求には一切応じないものとする

- ①公序良俗に反する行為、犯罪的行為、その他法令に反する行為
- ②他のメンバー、又は第三者への誹謗中傷や名誉棄損、プライバシー侵害、不利益を与える行為
- ③本会の運営を妨げる行為
- ④本会の信用を毀損する行為
- ⑤本会申し込みや登録内容の虚偽又は情報改ざんを行った場合
- ⑥入会申込書等の記載の情報の変更があった場合は速やかに遅滞なく LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc. に連絡することを怠った場合
- ⑦第三者への会員資格の無断譲渡、賃借による本会の活動への参加、サービスの利用を行った場合
- ⑧本規約のいずれかに違反した場合
- ⑨その他 LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc. が不相当と判断した場合

#### 第10条(退会)

本会入会者が退会する場合 LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc. まで E メールもしくは郵送にて退会する 3ヶ月前までに所定の退会申請書を送付し、または電子メールにて受け付けるものとし、申請を受け付けた後、退会受理メールの送信を持ちましてはじめて退会とさせていただきます

尚、退会受理日までに生じる月会費等の料金及び退会受理日以降の退会までの3ヶ月間の月会費等は活動の参加不参加、サービスの利用不利用に関わらず、支払いの義務があり、又、一切の払い戻しの請求はできないものとする

本会退会後は退会日より本会が提供するすべてのサービスはデータを含むすべてが利用不可となります

#### 第11条(本規約の範囲)

LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc. は事前の通知なく本規約を変更することがある規約変更を含む規約については WEB 上本会公式 HP (<http://www.raison-d.jp>)にある入会申込フォーム内等に公開し

5日以内に退会の申し出がない場合、本会入会者はそれを承諾したものとする

#### 第12条(保証・責任)

①LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc. は本会入会者を含むすべてのサービス利用者に対し提供する講演内容、文言、文章、データ、映像、図表、属性情報、会社情報等、その将来において完全性、正確性、信頼性、有用性等いかなる保証も行わないものとする

②LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc. は本会入会者を含むすべてのサービス利用者間で生じた一切の紛争等について一切の責任を持たないものとする

③LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc. はMAPSを含むWEBサービスにおいて行われた本会入会者及び第三者によって行われたクラッキング(秘匿されたデータに不正にアクセスし害を加えることなど)や利用中サービスが停止したり、サーバーが安定しないなどで入会者が被った損害についての一切の責任を負わないものとする

④WEB配信スタンド(メルマガ、ステップメール、フォーム作成等)SNS、グループウェア利用においても本会入会者及び第三者によって行われたクラッキング(秘匿されたデータに不正にアクセスし害を加えることなど)や利用中サービスが停止したり、サーバーが安定しないなどで入会者が被った損害についての一切の責任を負わないものとする

#### 第13条(再委託)

LIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc. は、本会業務を再委託することにつき、正当な理由がある場合に限り、本会業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

#### 第14条(管轄裁判所等)

本会サービス、規約等に関し、本会入会者とLIFE DESIGN GEAR SUPPLY inc. との間で生じた一切の紛争等については当事者間において誠意を持って解決するものとし、解決しない場合は名古屋地方裁判所又は、名古屋簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする

#### 第15条(準拠法)

本規約承諾書の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法が適用されるものとする